

漁管第 1992-3 号
令和7年(2025年)12月24日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直道

海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告
について(通知)

貴海区の漁業権者から漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の
規定により、次のとおり資源管理の状況等の報告を受けたことから、同法同条
第2項の規定により報告します。

記

- 1 報告対象期間
令和5年漁期(令和5年1月1日~12月31日)
- 2 報告の内容
海面共同漁業権:別紙2のとおり
海面区画漁業権:別紙4のとおり

(水産林務部水産局漁業管理課管理調整第2係)



【別紙2】 漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告（令和5年度漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類： 共同漁業権
報告件数： 335

海区	漁業者	種別	漁業権番号	旧番号	区分	漁業の名称	資源管理等の取組状況 (法第91条第1項第1号)	漁場の活用状況 (法第91条第1項第2号)
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第1号	宗海共第1号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第1号	宗海共第1号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第1号	R5廃止	えぞほかがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第1号	R5廃止	いがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第1号	R5廃止	さらがいがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	ぎんなんそう	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	あわび	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	宗海共第2号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第2号	R5廃止	えぞほかがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第2号	R5廃止	いがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第2号	R5廃止	さらがいがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第2号	R5廃止	わかめ	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第2号	R5廃止	ほや	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	ぎんなんそう	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	あわび	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	宗海共第3号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第3号	R5廃止	えぞほかがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第3号	R5廃止	いがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第3号	R5廃止	さらがいがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第3号	R5廃止	わかめ	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第3号	R5廃止	ほや	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	あさり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	えぞほかがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められない

【別紙2】漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告（令和5年度漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
報告件数：335

海区	漁業者	種別	漁業権番号	旧番号	区分	漁業の名称	資源管理等の取組状況 (法第91条第1項第1号)	漁場の活用状況 (法第91条第1項第2号)
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	宗海共第4号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第4号	R5廃止	あかば	評価対象外	評価対象外
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第4号	R5廃止	ぎんなんそう	評価対象外	評価対象外
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第4号	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第5号	宗海共第5号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第5号	宗海共第5号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第5号	宗海共第5号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第5号	宗海共第5号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第5号	宗海共第5号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第5号	宗海共第5号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第5号	R5廃止	さらがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第5号	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第5号	R5廃止	なまこ	評価対象外	評価対象外
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第5号	R5廃止	ほや	評価対象外	評価対象外
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第6号	宗海共第6号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第6号	宗海共第6号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第6号	宗海共第6号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第6号	宗海共第6号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第6号	宗海共第6号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第6号	宗海共第6号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第6号	宗海共第6号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第6号	R5廃止	えぞばかがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第6号	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第6号	R5廃止	ほや	評価対象外	評価対象外
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	あかば	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	ぎんなんそう	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	ふのり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	あさり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	えぞばかがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる

【別紙2】漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告（令和5年度漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
報告件数：335

海区	漁業者	種別	漁業権番号	旧番号	区分	漁業の名称	資源管理等の取組状況 (法第91条第1項第1号)	漁場の活用状況 (法第91条第1項第2号)
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第7号	宗海共第7号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	-	-	R5廃止	のり	評価対象外	評価対象外
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	-	-	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	あかば	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	ぎんなんそう	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	てんぐさ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	のり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	ふのり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	わかめ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	あわび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	いがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第8号	宗海共第8号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	-	-	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	-	-	R5廃止	はや	評価対象外	評価対象外
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	あかば	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	ぎんなんそう	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	てんぐさ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	のり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	ふのり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	わかめ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	あわび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	いがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第9号	宗海共第9号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	-	-	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	-	-	R5廃止	はや	評価対象外	評価対象外
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第10号	宗海共第10号	継続	あかば	適切と認められる	適切かつ有効と認められる

【別紙2】漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告（令和5年度漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
報告件数：335

海区	漁業者	種別	漁業権番号	旧番号	区分	漁業の名称	資源管理等の取組状況 (法第91条第1項第1号)	漁場の活用状況 (法第91条第1項第2号)
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	わかめ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	あさり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	あわび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第12号	宗海共第12号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第12号	R5廃止	あかば	評価対象外	評価対象外
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第12号	R5廃止	ぎんなんそう	評価対象外	評価対象外
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第12号	R5廃止	てんぐさ	評価対象外	評価対象外
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第12号	R5廃止	いがい	評価対象外	評価対象外
宗谷	香深漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第12号	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	こんぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	のり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	ふのり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	もずく	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	わかめ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	あさり	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	あわび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	いがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	えぞばかがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	つぶ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	ほっきがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	うに	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	なまこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第13号	宗海共第13号	継続	ほっかいえび	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第13号	R5廃止	あかば	評価対象外	評価対象外
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第13号	R5廃止	ぎんなんそう	評価対象外	評価対象外
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第13号	R5廃止	てんぐさ	評価対象外	評価対象外
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第13号	R5廃止	えむし	評価対象外	評価対象外
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種共同漁業	-	宗海共第13号	R5廃止	ほや	評価対象外	評価対象外
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第14号	宗海共第14号	継続	ほたてがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第15号	宗海共第15号	継続	ほたてがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第16号	宗海共第16号	継続	ほたてがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第16号	-	R5新規	なまこ	評価対象外	評価対象外
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第17号	宗海共第17号	継続	ほたてがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる

【別紙2】 漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告（令和5年度漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類： 共同漁業権
報告件数： 335

海区	漁業者	種別	漁業権番号	旧番号	区分	漁業の名称	資源管理等の取組状況 (法第91条第1項第1号)	漁場の活用状況 (法第91条第1項第2号)
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第18号	宗海共第18号	継続	ほたてがい	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第19号	宗海共第19号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第20号	宗海共第20号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第21号	宗海共第21号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第22号	宗海共第22号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合、香深漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第23号	宗海共第23号	継続	たこ	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、第三種共同漁業	宗海共第24号	宗海共第24号	継続	かれい・ます・ふぐ・小型定置網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、第三種共同漁業	宗海共第24号	宗海共第24号	継続	ちか・かれい・いかなぎ地びき網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第25号	宗海共第25号	継続	かれい・ほっけ・いか底建網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	たら刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	はたはた刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	ひらめ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	ほっけ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	宗海共第26号	継続	めばる・そい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第27号	宗海共第27号	継続	かれい・ます・ふぐ・小型定置網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第三種共同漁業	-	宗海共第27号	R5廃止	ちか・かれい・いかなぎ地びき網	評価対象外	評価対象外
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	宗海共第28号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	宗海共第28号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	宗海共第28号	継続	ちか刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	宗海共第28号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	宗海共第28号	継続	ひらめ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	宗海共第28号	継続	ほっけ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第29号	宗海共第29号	継続	かれい・ほっけ・いか底建網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第30号	宗海共第30号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第30号	宗海共第30号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第30号	宗海共第30号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第30号	宗海共第30号	継続	かれい・ます・ふぐ・小型定置網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第三種共同漁業	-	宗海共第30号	R5廃止	ちか・かれい・いかなぎ地びき網	評価対象外	評価対象外
宗谷	猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第31号	宗海共第31号	継続	かれい・ほっけ・いか底建網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	頓別漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第32号	宗海共第32号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第32号	宗海共第32号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第32号	宗海共第32号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第32号	宗海共第32号	継続	かれい・ます・ふぐ・小型定置網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第33号	宗海共第33号	継続	かれい・ほっけ・いか底建網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	枝幸漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第34号	宗海共第34号	継続	かじか刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第34号	宗海共第34号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる

【別紙2】漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告（令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
報告件数：335

海区	漁業者	種別	漁業権番号	旧番号	区分	漁業の名称	資源管理等の取組状況 (法第91条第1項第1号)	漁場の活用状況 (法第91条第1項第2号)
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第45号	宗海共第45号	継続	ほっけ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第45号	宗海共第45号	継続	めばる・そい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	ちか・しらうお刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	はたはた刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	ひらめ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	ほっけ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	宗海共第46号	継続	めばる・そい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第47号	宗海共第47号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第47号	宗海共第47号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第47号	宗海共第47号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第47号	宗海共第47号	継続	ひらめ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第47号	宗海共第47号	継続	ほっけ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	枝幸漁業協同組合、頓別漁業協同組合、猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第48号	宗海共第48号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合、頓別漁業協同組合、猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第48号	宗海共第48号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合、頓別漁業協同組合、猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第48号	宗海共第48号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合、香深漁業協同組合、船泊漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第49号	宗海共第49号	継続	かすべ刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合、香深漁業協同組合、船泊漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第49号	宗海共第49号	継続	かれい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合、香深漁業協同組合、船泊漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第49号	宗海共第49号	継続	たら刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合、香深漁業協同組合、船泊漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第49号	宗海共第49号	継続	にしん刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合、香深漁業協同組合、船泊漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第49号	宗海共第49号	継続	ほっけ・めばる・そい刺し網	適切と認められる	適切かつ有効と認められる

【別紙4】 漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告（令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類： 区画漁業権

報告件数： 29

海区	漁業権者	種別	漁業権番号	旧漁業権番号	区分	漁業の名称	資源管理等の取組状況 (法第91条第1項第1号)	漁場の活用状況 (法第91条第1項第2号)
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種区画漁業	稚海区第1号	稚海区第1号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種区画漁業	稚海区第2号	稚海区第2号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種区画漁業	稚海区第3号	稚海区第3号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種区画漁業	猿海区第1号	猿海区第1号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種区画漁業	猿海区第2号	猿海区第2号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種区画漁業	浜頓海区第1号	浜頓海区第1号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められない
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種区画漁業	枝海区第1号	枝海区第1号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種区画漁業	枝海区第2号	枝海区第2号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	枝幸漁業協同組合	第一種区画漁業	枝海区第3号	枝海区第3号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利海区第1号	利海区第1号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利海区第2号	利海区第2号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利海区第3号	利海区第3号	継続	うに養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利海区第3号	利海区第3号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利海区第3号	利海区第3号	継続	わかめ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利海区第4号	利海区第4号	継続	うに養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利海区第4号	利海区第4号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利富海区第1号	利富海区第1号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利富海区第2号	利富海区第2号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利富海区第2号	利富海区第2号	継続	わかめ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	利富海区第2号	利富海区第2号	継続	ほたてがいがい養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第1号	礼海区第1号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第2号	礼海区第2号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第3号	礼海区第3号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	—	—	R5廃止	こんぶ養殖業	評価対象外	評価対象外
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第4号	礼海区第5号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第5号	礼海区第6号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第6号	礼海区第7号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第7号	礼海区第8号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる
宗谷	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	礼海区第8号	礼海区第9号	継続	こんぶ養殖業	適切と認められる	適切かつ有効と認められる

漁管第1780号
令和7年(2025年)11月27日

宗谷海区漁業調整委員会会長様

北海道知事 鈴木 直道

定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について(報告)

貴海区の定置漁業権者から漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定により次のとおり資源管理の状況等の報告を受けたことから、同法同条第2項の規定により報告します。

記

- 1 報告の対象件数 49件
- 2 報告の内容 別紙のとおり

〔水産林務部水産局漁業管理課サケマス係
011-204-5480〕



(別紙)漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告

漁業権の種類: 定置漁業権

宗谷海区

免許番号	報告の対象となる期間	資源管理の取組の状況	漁場の活用の状況	その他
豊富さけ定第1号	R6.7.15～R6.11.30	適切に取り組まれていると認められる。	適切かつ有効に活用されていると認められる。	—
豊富さけ定第2号	〃	〃	〃	—
豊富さけ定第3号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第1号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第2号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第3号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第4号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第5号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第6号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第7号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第8号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第9号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第10号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第11号	R6.7.15～R6.12.15	〃	〃	—
稚さけ定第12号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第13号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第14号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第15号	〃	〃	〃	—
稚さけ定第16号	〃	〃	〃	—
猿さけ定第1号	〃	〃	〃	—
猿さけ定第2号	〃	〃	〃	—
猿さけ定第3号	〃	〃	〃	—
猿さけ定第4号	〃	〃	〃	—
猿さけ定第5号	〃	〃	〃	—
猿さけ定第6号	〃	〃	〃	—
浜頓さけ定第1号	〃	〃	〃	—
浜頓さけ定第2号	〃	〃	〃	—

(別紙)漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告

漁業権の種類: 定置漁業権

宗谷海区

免許番号	報告の対象となる期間	資源管理の取組の状況	漁場の活用の状況	その他
浜頓さけ定第3号	R6.7.15～R6.12.15	適切に取り組まれていると認められる。	適切かつ有効に活用されていると認められる。	—
枝さけ定第1号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第2号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第3号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第4号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第5号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第6号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第7号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第8号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第9号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第10号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第11号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第12号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第13号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第14号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第15号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第16号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第17号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第18号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第19号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第20号	〃	〃	〃	—
枝さけ定第21号	〃	〃	〃	—

第23期第3回北海道連合海区漁業調整委員会 会議次第

日 時 令和8年(2026年)1月27日(火) 13時30分から
場 所 第2水産ビル 8階 8BC会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

議案第1号 北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示(案)について

4 報告事項

- (1) 秋さけの沿岸漁獲状況について
- (2) 秋さけの親魚捕獲・採卵状況について
- (3) 秋さけの来遊状況について
- (4) 全国の秋さけ捕獲・採卵・漁獲状況について

第23期第3回北海道連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和8年1月27日(火) 13時30分から
札幌市 第2水産ビル 8階 8BC会議室

所 属	職 名	氏 名
北海道連合海区漁業調整委員会	会 長	工 藤 幸 博
	副会長	阿 部 国 雄
	副会長	福 原 正 純
	委 員	池 守 力
	委 員	伊 藤 信 孝
	委 員	大 澤 晃 弘
	委 員	亀 田 元 教
	委 員	新 谷 哲 也
	委 員	沖 野 平 昭
	委 員	石 田 和 夫
	委 員	高 松 美 津 枝
	委 員	三 宅 博 哉
	委 員	原 口 聖 二
	委 員	瀧 波 憲 二
委 員	安 間 洋 樹	
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 さけます部門	資源増殖部長 事業課長補佐	戸 田 修 一 大 貫 努
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場 さけます資源部	部長 研究主幹 研究主幹 主査	藤 原 真 卜 部 浩 一 下 田 和 孝 大 森 始
北海道水産林務部 水産局漁業管理課	水産局長 漁業管理課長 課長補佐(管理調整) 管理調整第一係長 サケマス・内水面担当課長 課長補佐(サケマス) サケマス係長	村 木 俊 文 物 見 文 雄 大 津 康 義 藤 原 智 史 古 明 地 恵 一 泉 善 友 荒 木 貴 博
北海道連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主 任 主 事	池 田 聖 治 西 田 策 紀 西 田 至
石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長 主 事	中 山 威 尉 小 林 千 紗
檜山海区漁業調整委員会	事務局長 主 事	三 上 征 己 駒 形 柊
渡島海区漁業調整委員会	事務局長	山 本 健 太 郎
胆振海区漁業調整委員会	事務局長 専門主任	濱 谷 仁 黒 坂 裕 樹
日高海区漁業調整委員会	事務局長	佐 々 木 真 琴
釧路十勝海区漁業調整委員会	事務局長	木 村 佳 人
根室海区漁業調整委員会	事務局長	古 山 耕 司
網走海区漁業調整委員会	事務局長	柴 田 睦
宗谷海区漁業調整委員会	事務局長	辻 宏 幸
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	武 田 健 太 郎

北海道連合海区漁業調整委員会指示第 2 号（案）の概要

1 これまでの経緯

北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業のうち、10 トン以上船については、昭和 58 年に北海道連合海区漁業調整委員会指示による承認漁業、平成元年からは大臣届出漁業として発足し、現在では大臣及び知事許可漁業として営まれている。

一方で、10 トン未満船については、令和 4 年度まで自由漁業として営まれてきたため、法令等による規制がなく、また、漁獲物のほとんどが道外に水揚げされているなど、漁業実態が不明な点が多い状況となっていた。

さらに、当該漁業によって採捕されるクロマグロが TAC 管理魚種となったことやカジキ類やサメ類については WCPFC から保存管理措置が求められていることに加え、漁船測度取扱の改訂などにより、10 トン以上船が承認漁業となった当時と比較して大型化（現在の一般的刺し網船型 9.7 トンは当時に換算すると 11 トンに相当）していることなど、当該漁業を取り巻く状況は大きく変化していたことから、令和 5 年から操業隻数や漁獲量、経営状況の把握などの基礎的な情報を収集し、当該漁業の管理のあり方を検討することを目的に委員会指示による承認制を導入した。

2 委員会指示の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 対象魚種、漁法 | かじき等を漁獲対象とする 10 トン未満船による流し網漁業 |
| (2) 制限海域 | 北海道沖合海域 |
| (3) 制限期間 | 委員会指示の日～令和 8 年 12 月 31 日 |
| (4) 承認対象者 | 前年度操業実績者など委員会が認める者で、現に必要な漁労設備等を有し着業準備が整っている者 |
| (5) その他条件等 | 北海道かじき等流し網漁業協議会への加入 |

3 前年との主な変更点

- | | |
|------------|--|
| (1) 委員会指示 | 年次の更新、操業期間及び指示の有効期間の始期の変更
(資料 1 - 2 及び 1 - 3 を参照) |
| (2) 事務取扱要領 | 年次の更新及び申請受付期間の終期の変更
(資料 1 - 4 及び 1 - 5 を参照) |

以 上

かじき等流し網漁業北海道連合海区漁業調整委員会指示 新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>北海道連合海区漁業調整委員会指示第2号</p> <p>北海道沖合海域における、かじき等流し網漁業（かじき、かつお、まぐろ又はさめを獲ることを目的とするもの）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和8年（2026年）○月○日</p> <p>北海道連合海区漁業調整委員会 会長 工藤 幸博</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 操業期間 委員会指示の日から令和8年12月31日までとする。</p> <p>7～9 省略</p> <p>10 事務取扱要領 この指示に定めるもののほか、承認に係る事務取扱について は、令和8年かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領の定めるところによる。</p> <p>11 指示の有効期間 この指示の有効期間は、委員会指示の日から令和8年12月31日までとする。</p>	<p>北海道連合海区漁業調整委員会指示第2号</p> <p>北海道沖合海域における、かじき等流し網漁業（かじき、かつお、まぐろ又はさめを獲ることを目的とするもの）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和6年（2024年）12月1日</p> <p>北海道連合海区漁業調整委員会 会長 工藤 幸博</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 操業期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。</p> <p>7～9 省略</p> <p>10 事務取扱要領 この指示に定めるもののほか、承認に係る事務取扱について は、令和7年かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領の定めるところによる。</p> <p>11 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。</p>	<p>○年次の更新</p> <p>○始期の変更及び年次の更新</p> <p>○年次の更新</p> <p>○始期の変更及び年次の更新</p>

北海道連合海区漁業調整委員会指示第 2 号

北海道沖合海域における、かじき等流し網漁業（かじき、かつお、まぐろ又はさめを獲ることを目的とするもの）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年（2026年）〇月〇日

北海道連合海区漁業調整委員会
会長 工 藤 幸 博

1 操業の承認

総トン数10トン未満の船舶を使用して、2の項の操業区域において、かじき等流し網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 操業区域

操業区域は、北海道沖合海域とする。ただし、次に掲げる海域等を除く。

(1) 次に掲げるアからウまでを順次に直線で結ぶ線、エからトまでを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。

- ア 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端
- イ 北海道松前郡松前町松前小島灯台
- ウ 北海道松前郡松前町白神岬突端
- エ 北海道函館市恵山岬突端
- オ 北海道函館市恵山岬突端正東10海里の点
- カ 青森県八戸市鮫角突端正東35海里の点
- キ 岩手県宮古市鮭ヶ崎突端正東10海里の点
- ク 岩手県大船渡市首埼突端正東10海里の点
- ケ 宮城県気仙沼市御埼突端正東10海里の点
- コ 宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端正東10海里の点
- サ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
- シ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
- ス 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東25海里の点
- セ 福島県いわき市塩屋埼灯台正東25海里の点
- ソ 茨城県ひたちなか市磯埼突端正東25海里の点
- タ 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東25海里の点
- チ 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東25海里の点
- ツ 千葉県いすみ市太東埼突端南南東25海里の点
- テ 千葉県南房総市野島埼灯台正南15海里の点
- ト 千葉県南房総市野島埼灯台

- (2) 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線以南の海域。
 - ア 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点
 - イ 千葉県南房総市野島埼灯台正南30海里の点
 - ウ 北緯30度15秒東経146度59分47秒の点
- (3) オホーツク海及び日本海。
- (4) 我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域。
- (5) 北海道沿岸に設定された共同漁業権漁場区域。

3 承認の対象者

承認の対象者は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当し、かつ(3)に該当する者とする。

- (1) 前年において、2の項の操業区域における、かじき等流し網漁業に係る承認を受け操業した実績を有する者。
- (2) その他委員会が特に適当と認める者。
- (3) かじき等流し網漁業に必要な船体、漁労設備及び漁具等を備える者。

4 使用船舶の制限

使用する船舶は、総トン数10トン未満の動力漁船とする。

5 操業の承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- (1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがある場合。
- (2) 実地検査において漁労設備等に不備がある場合。
- (3) その他委員会が不適当と認める場合。

6 操業期間

委員会指示の日から令和8年12月31日までとする。

7 条件

承認に際しては、次の条件を付ける。

- (1) 暴風雨、船体の損傷その他やむを得ない場合を除き、漁獲物を他の船舶に転載してはならない。
- (2) 網目が15センチメートル以下の流し網を使用してはならない。
- (3) 船舶に積載できる流し網の長さ(仕立て上がりの状態における浮子網の長さ)の合計が30キロメートルを超えてはならない。
- (4) 流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さ(仕立て上がりの状態における浮子網の長さ)の合計が12キロメートルを超えてはならない。
- (5) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- (6) 使用する漁具の両端部の浮標には、昼間は、船名、根拠地名を記入した方80センチメートル以上の黄色の布地の標識(以下「標識」という。)及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)を掲げ、夜間は、白色の灯火(夜間において視界が良好な場合に少なくとも2海里離れたところから視認されるもの。以下同じ。)を掲げなければならない。

また、使用する漁具の中間部には、おおむね3キロメートルごとに浮標を付けその浮標に昼間は標識を、夜間は白色の灯火を掲げることとし、それぞれを掲げる高さは、標識については浮標の表面から2メートル以上、白色の灯火及びレーダー反射板については水面上1.5メートル以上にしなければならない。

- (7) 使用する船舶の船橋の周囲を、30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。また、承認番号は別に定める様式により、船橋の両側の見やすい場所に表示しなければならない。
- (8) 使用する船舶には船舶自動識別装置（AIS）を備え付け、操業し又は航行する期間中は、船舶自動識別装置を常時作動させ、自船の位置情報を発信し続けなければならない。
- (9) さけ、ます、歯鯨（まっこう鯨、とっくり鯨及びみなみとっくり鯨を除く。）、うみがめ類、くろとがりぎめ又はよごれが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- (10) 採捕したさめを所持したときは、当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持しなければならない。
- (11) 東経144度59分46秒の線、北緯41度10秒の線、東経142度59分47秒の線及び陸域により囲まれた海域においては、7月1日から9月30日までの間は操業してはならない。
ただし、必要と認める関係者間において、当該海域における操業に係る合意が図られた場合は、その合意の範囲内において当該制限の適用を受けないものとする。
- (12) 漁獲物は必ず一度に全量を陸揚げし、全て陸揚げ港を管轄する荷受機関（漁業協同組合等）の計量を受けなければならない。
- (13) かじき等流し網漁業を操業するときは、当該船舶内に承認証を備え付けておかななければならない。
- (14) 操業区域に面する海区漁業調整委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指示した事項は、これに従わなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出

承認を受けた者は、操業終了後60日以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

9 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者又は操業責任者が、この指示の内容に違反したときは当該承認を取り消すことができる。

10 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る事務取扱いについては、令和8年かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領の定めるところによる。

11 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示の日から令和8年12月31日までとする。

かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領 新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>令和<u>8</u>年かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領</p> <p>令和<u>8</u>年(2026年)○月○日付け北海道連合海区漁業調整委員会指示第2号(以下「委員会指示」という。)10の規定に基づき、令和<u>8</u>年のかじき等流し網漁業の承認事務の取扱いを次のとおり定める。</p> <p>令和<u>8</u>年(2026年)○月○日</p> <p>北海道連合海区漁業調整委員会 会長 工藤 幸博</p>	<p>令和<u>7</u>年かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領</p> <p>令和<u>6</u>年(2024年)1月1日付け北海道連合海区漁業調整委員会指示第2号(以下「委員会指示」という。)10の規定に基づき、令和<u>7</u>年のかじき等流し網漁業の承認事務の取扱いを次のとおり定める。</p> <p>令和<u>6</u>年(2024年)1月1日</p> <p>北海道連合海区漁業調整委員会 会長 工藤 幸博</p>	<p>○年次の更新</p> <p>○年次の更新</p> <p>○年次の更新</p>
<p>1 省略</p> <p>2 申請の受付期間 承認を受けようとする者は、委員会指示の日から令和<u>8</u>年<u>2</u>月10日までに申請書を提出するものとする。 ただし、承認後の代船申請等についてはこの限りではない。</p> <p>3～10 省略</p>	<p>1 省略</p> <p>2 申請の受付期間 承認を受けようとする者は、委員会指示の日から令和<u>6</u>年<u>12</u>月10日までに申請書を提出するものとする。 ただし、承認後の代船申請等についてはこの限りではない。</p> <p>3～10 省略</p>	<p>○終期の変更</p>

令和 8 年かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領

令和 8 年（2026 年）○月○日付け北海道連合海区漁業調整委員会指示第 2 号（以下「委員会指示」という。）10 の規定に基づき、令和 8 年のかじき等流し網漁業の承認事務の取扱いを次のとおり定める。

令和 8 年（2026 年）○月○日

北海道連合海区漁業調整委員会
会長 工藤 幸博

1 承認の申請

(1) 操業の承認を受けようとする者は、使用する船舶ごとにかじき等流し網漁業承認申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

なお、実地検査希望港は日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内の中から 1 港を選定して記載するものとする。

また、実地検査希望年月日は土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く日を記載するものとする。

ア 申請理由書（新たに共同経営を行う場合や代船を行う場合等はその理由を含む。）

イ 代表者選定届（共同経営の場合に限る）

ウ 船舶使用承諾書（用船の場合に限る。印鑑登録証明書添付。）

エ 漁船原簿謄本（北海道に漁船登録を有しない漁船に限る。）

オ 漁労設備等に係る誓約書（別記第 2 号様式）

カ その他、委員会が必要と認める書類

(2) 申請書は、次のとおり委員会へ提出するものとする。

ア 北海道内に住所を有する者が申請する場合は、申請者の所属する漁業協同組合において取りまとめのうえ、かじき等流し網漁業承認申請調書（別記第 3 号様式。以下「申請調書」という。）を作成し、所属漁業協同組合長の意見書を添付のうえ、住所地を所管する総合振興局水産課又は振興局水産課（以下「振興局」という。）から水産林務部水産局漁業管理課（以下「漁業管理課」という。）を経由して提出するものとする。

なお、申請者が漁業協同組合に所属していない場合は、申請者の住所地を所管する振興局から漁業管理課を経由して提出するものとする。

イ 道外に住所を有する者が申請する場合は、申請者の住所地の都府県において取りまとめのうえ、申請調書に知事の副申書と所属漁業協同組合長の意見

書（漁業協同組合に所属していない場合は除く）を添付し、漁業管理課を経由して提出するものとする。

2 申請の受付期間

承認を受けようとする者は、委員会指示の日から令和8年2月10日までに申請書を提出するものとする。

ただし、承認後の代船申請等についてはこの限りではない。

3 操業の承認について

(1) 委員会指示3(2)の「その他委員会が特に適当と認める者」とは、次のアからカのいずれかに該当し、かつきに該当する者とする。

ア 前年においてこの漁業の承認を受けた後、やむを得ず休業した者であって、この漁業に対する依存度が高く、本年において確実にこの漁業を操業すると認められる者。

イ 前年の承認実績は無いが、それ以前に当該操業区域において当該漁業を操業し、漁業協同組合等によって水揚げ実績が「漁獲物陸揚げ証明書」（別記第4号様式）等によって確認可能であるとともに、この漁業に対する依存度が高く、確実にこの漁業を操業すると認められる者。

ウ 前年の承認実績は無いが、この漁業に対する依存度が高く、この漁業を操業することが確実であり、北海道かじき等流し網漁業協議会会長が推薦する者。

エ 漁業経営の安定を図るため、共同経営を行おうとする者。

オ 承認を受けた者の死亡に伴う相続人。

カ 合併若しくは分割によって当該承認の権利及び義務を承継した法人。

キ 「北海道かじき等流し網漁業協議会」に所属していること（証明する書類（協議会名簿の写し等）を提出すること）。

ク 上記ア～ウに該当する申請者は操業誓約書並びに漁業協同組合に所属する者は確約書を提出すること。

また、ウに該当する者は北海道かじき等流し網漁業協議会会長の推薦書を添付すること。

(2) 委員会指示3(3)の「かじき等流し網漁業に必要な船体、漁労設備及び漁具等を備える者」の確認及び5(2)の「実地検査」の方法は次のとおりとする。

ア 実地主体

(ア) 北海道内に住所を有する者

住所地を所管する振興局

(イ) 道外に住所を有する者

住所地を所管する都府県

イ 実施時期

申請者の申し出により、操業を開始する2週間前までに検査を実施するものとする。

ウ 検査内容

実施主体は別記第2号様式〈別紙〉により提出された漁労設備等が、使用船舶に設備されていることを確認し、検査結果を別記第5号様式により漁業管理課を経由して委員会に提出するものとする。

4 承認証の交付

委員会は、委員会指示5に該当する場合を除き承認し、申請者又は操業責任者にかじき等流し網漁業承認証（別記第6号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。

5 承認証の書換え交付

承認を受けた者は、承認証の記載事項（総トン数及び共同経営者の廃業）に変更を生じたときは、速やかにかじき等流し網漁業承認書書き換え交付申請書（別記第7号様式）を委員会に提出し、承認証の書換え交付を受けるものとする。

6 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又は毀損したときには、速やかにかじき等流し網漁業承認証再交付申請書（別記第8号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けるものとする。

7 標識板等の様式

委員会指示7（7）に記載される様式は別記第9号様式とする。

8 休業届及び廃業届の提出

承認を受けた者は、やむを得ず休業又は廃業しようとするときは、あらかじめ委員会にその理由を記載した休業届及び廃業届を提出するものとする（別記第10号様式）。

9 漁獲成績報告書の提出

委員会指示8に規定する漁獲成績報告書は別記第11号様式とする。

なお、承認を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめのうえ、提出するものとする。

また、委員会は上記の報告以外に資源保護、資源管理上必要な場合は承認を受けた者または所属漁業協同組合に対し、操業に関する報告を求めることができる。

10 その他

委員会指示7（11）の「必要と認める関係者」とは、北海道かじき等流し網漁業協議会及び道東小型さんま漁業協議会を指し、「合意が図られた」ことの確認は、両者の間で交わされた覚書の提出をもって行うものとする。

かじき等流し網漁業承認申請書

令和 年 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

かじき等流し網漁業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 船 名

2. 漁船登録番号 HK -

3. 総 ト ン 数 トン

4. 操 業 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5. 操 業 区 域 北海道沖合海域

6. 根 拠 地

7. 所属漁業協同組合 漁業協同組合

8. その他

(1) 実地検査希望港

(2) 実地検査希望年月日

(3) その他(受検者の携帯電話等連絡先)

漁労設備等に係る誓約書

令和 年 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 様

誓約者 住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

かじき等流し網漁業の承認申請にあたり、漁労設備等に係る下記事項について遵守することを誓約します。

なお、違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

記

1. かじき等流し網漁業の承認を受けることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。
2. 私は、令和 年 月 日付け北海道連合海区委員会指示第 号指示の「3 承認の対象者(3)」に規定される、かじき流し網漁業に必要な船体、漁労設備及び漁具等を備える者であり、所有する(または、使用する権利がある(この場合、使用承諾書を添付すること))漁労設備等は別紙のとおりです。

<別紙>かじき等流し網漁業漁労設備等保有状況

設備等	数量等	製造年	所有権または 使用権の別	備考
1. 計器類に関する事項				
※魚探				メーカー：
※レーダー				メーカー：
※GPS				メーカー：
※AIS				メーカー：
※方向探知機				メーカー：
2. 漁具に関する事項				
※漁網	反 (1反当たり長さ m)			※200反以上とする
(予備網)	反			
(網目)	cm			
※ラジオブイ	本			メーカー：
ダルマ灯	個			メーカー：
ボンデン	本			
3. 船体設備に関する事項				
※揚網機				
※送網管				
(参考事項1) 使用漁船に関する事項				
漁船名				
所有者・使用者				
漁船登録番号				
総トン数				
漁業種類				
(参考事項2) 乗組員に関する事項				
		船長含め乗組員	計	名
船長			(資格)	
機関長			(資格)	
無線士			(資格)	
船員等		名		-

上記1～3の※はかじき等流し網漁業に必要な漁労設備等であり、備えていない場合、承認の対象者とししない。

別記第4号様式

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

令和 年 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 様

魚市場

次のとおり当市場に陸揚げしたことを証明します。

記

1. 船 名

2. 総 ト ン 数 トン

3. 漁業経営者の住所及び氏名

4. 陸揚実績表

	魚種別漁獲高					合計
	かじき	まぐろ	かつお	さめ	その他	
年 月	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円
年 月	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円
年 月	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円
年 月	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円
年 月	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円
年 月	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円	Kg 千円

かじき等流し網漁業実地検査調書

確 認 項 目 等	申請者住所・氏名				
	漁船名		総トン数	トン	
	漁船登録番号		船体表示	適 ・ 不適	
	乗組員（総勢）		名	漁ろう責任者名	
	海技免許等	船長			
		機関長			
		通信長			
	計器類等	※魚群探知機	メーカー：	※レーダー	メーカー：
		※AIS	メーカー：	※方向探知機	メーカー：
		※GPS	メーカー：		
	使用する漁具等	※漁網	反（1反 m） 1放しの長さ 反（約 m）、計 放し 予備網 反、目合い cm		
		※ラジオプイ	本（メーカー： ）		
		漁具標識等	黄色の布地標識（方80cm） 枚（船名、根拠地名入り）		
			レーダー反射板（金属製） 個		
	船体設備等	※揚網機	有 ・ 無	※送網管	有 ・ 無
		船体塗装	適 ・ 不適 （船橋周辺30cm幅で帯状に黒色塗装）		
		承認番号	適 ・ 不適 （別記様式8号、船橋両側に設置）		
	その他	漁船登録票	有 ・ 無	（記載事項 適 ・ 不適）	
		船舶検査証書	有 ・ 無	（記載事項 適 ・ 不適）	
	無線開設免許状	有 ・ 無			
参考					
検査年月日及び場所		年 月 日、 港			
受検者					
検査立会人					
検査結果及び検査者の所属氏名					

※は必須の漁労設備等であり、不適な場合は承認の対象者とししない。

別記第6号様式

北かじき連海第 号

かじき等流し網漁業承認証

北海道連合海区漁業調整委員会指示第 号に基づき、次のとおり承認します。

住 所

氏 名

1 船 名 丸

2 漁船登録番号

3 総トン数 トン

4 操業期間 令和 年(20 年) 月 日から
令和 年(20 年) 月 日まで

5 操業区域 裏面記載のとおり

6 根拠地

7 条 件 裏面記載のとおり

令和 年(20 年) 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会

印

5 操業区域

操業区域は、北海道沖合海域とする。ただし、次に掲げる海域等を除く。

- (1) 次に掲げるアからウまでの点を順次に結ぶ線、エからトまでの点を順次に結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
 - ア 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端
 - イ 北海道松前郡松前町松前小島灯台
 - ウ 北海道松前郡松前町白神岬突端
 - エ 北海道函館市恵山岬突端
 - オ 北海道函館市恵山岬突端正東10海里の点
 - カ 青森県八戸市鮫角突端正東35海里の点
 - キ 岩手県宮古市鮫ヶ崎突端正東10海里の点
 - ク 岩手県大船渡市首埼突端正東10海里の点
 - ケ 宮城県気仙沼市御埼突端正東10海里の点
 - コ 宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端正東10海里の点
 - サ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
 - シ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
 - ス 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東25海里の点
 - セ 福島県いわき市塩屋埼灯台正東25海里の点
 - ソ 茨城県ひたちなか市磯埼突端正東25海里の点
 - タ 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東25海里の点
 - チ 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東25海里の点
 - ツ 千葉県いすみ市太東埼突端南南東25海里の点
 - テ 千葉県南房総市野島埼灯台正南15海里の点
 - ト 千葉県南房総市野島埼灯台
- (2) 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線以南の海域
 - ア 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点
 - イ 千葉県南房総市野島埼灯台正南30海里の点
 - ウ 北緯30度15秒東経146度59分47秒の点
- (3) オホーツク海及び日本海
- (4) 我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域
- (5) 北海道沿岸に設定された共同漁業権漁場区域

7 条件

承認に際しては、次の条件を付ける。

- (1) 暴風雨、船体の損傷その他やむを得ない場合を除き、漁獲物を他の船舶に転載してはならない。
- (2) 網目が15センチメートル以下の流し網を使用してはならない。
- (3) 船舶に積載できる流し網の長さ(仕立て上がりの状態における浮子綱の長さ)の合計が30キロメートルを超えてはならない。
- (4) 流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さ(仕立て上がりの状態における浮子綱の長さ)の合計が12キロメートルを超えてはならない。
- (5) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- (6) 使用する漁具の両端部の浮標には、昼間は、船名、根拠地名を記入した方80センチメートル以上の黄色の布地の標識(以下「標識」という。)及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)を掲げ、夜間は、白色の灯火(夜間において視界が良好な場合に少なくとも2海里離れたところから視認されるもの。以下同じ。)を掲げなければならない。
また、使用する漁具の中間部には、おおむね3キロメートルごとに浮標を付けその浮標に昼間は標識を、夜間は白色の灯火を掲げることとし、それぞれを掲げる高さは、標識については浮標の表面から2メートル以上、白色の灯火及びレーダー反射板については水面上1.5メートル以上にしなければならない。
- (7) 使用する船舶の船橋の周囲を、30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。また、承認番号は別に定める様式により、船橋の両側の見やすい場所に表示しなければならない。
- (8) 使用する船舶には船舶自動識別装置(AIS)を搭載し、操業中は常時、自船の情報を発信し続け、位置等を把握できるようにしておかなければならない。
- (9) さけ、ます、歯鯨(まっこう鯨、とつくり鯨及びみなみとつくり鯨を除く。)、うみがめ類、くろとがりぎめ又はよごれが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- (10) 採捕したさめを所持したときは、当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持しなければならない。
- (11) 東経144度59分46秒の線、北緯41度10秒の線、東経142度59分47秒の線及び陸域により囲まれた海域においては、7月1日から9月30日までの間は操業してはならない。
ただし、必要と認める関係者間において、当該海域における操業に係る合意が図られた場合は、その合意の範囲内において当該制限の適用を受けないものとする。
- (12) 漁獲物は必ず一度に全量を陸揚げし、全て陸揚げ港を管轄する荷受機関(漁業協同組合等)の計量を受けなければならない。
- (13) かじき等流し網漁業を操業するときは、当該船舶内に承認証を備え付けておかなければならない。
- (14) 操業区域に面する海区漁業調整委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指示した事項は、これに従わなければならない。

かじき等流し網漁業承認証書換え交付申請書

令和 年 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者氏名)

かじき等流し網漁業承認証の書換え交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 承認番号 北かじき連海第 号

2. 承認年月日 令和 年 月 日

3. 書換えをしようとする事項

項 目	現在の承認証記載事項	書換えしようとする内容

4. 書換えを必要とする理由

別記第8号様式

かじき等流し網漁業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつてはその名称及び代表者氏名)

かじき等流し網漁業承認証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

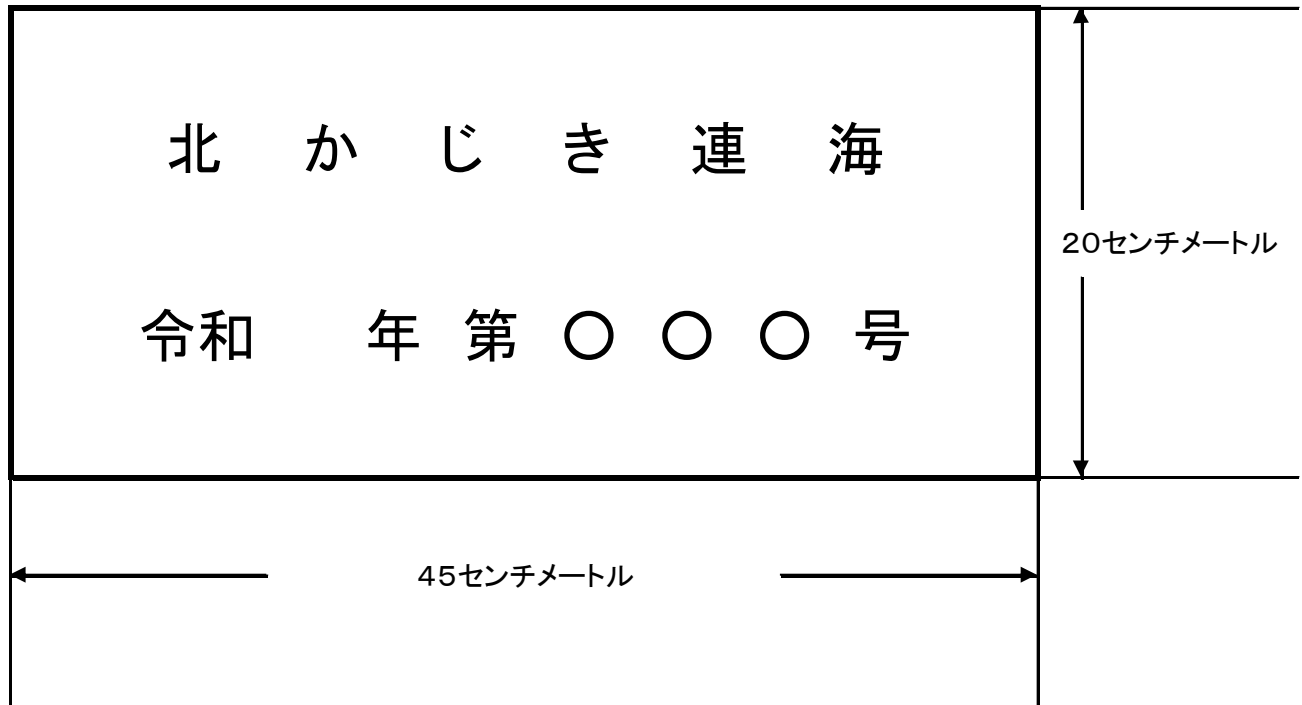
記

1. 承認番号 北かじき連海第 号

2. 承認年月日 令和 年 月 日

3. 亡失（毀損）の理由

別記第9号様式



別記第10号様式

かじき等流し網漁業（休業・廃業）届

令和 年 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

かじき等流し網漁業について、やむをえず 休業・廃業 することとします。

記

1. 承認番号 北かじき連海第 号

2. 承認年月日 令和 年 月 日

3. 使用漁船

船名

漁船登録番号

総トン数

4. 根拠地

5. 休業・廃業 の理由

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

北海道連合海区漁業調整委員会会長 様

使用漁船		乗組員数		所属漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自家分	

承認番号	北かじき連海第 号
住所	
漁業者氏名	
船名	
報告年月日	

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

月別	主たる 操業位置 (緯度経度)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額 (上段:キログラム、下段:円)						
				かじき類	さめ類	くろまぐろ	その他 まぐろ	かつお	その他	合計
月		日								
合計										

経 費 (円)								差引 損益 (円)
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	飼料費	その他	合計	

資料2

令和7年 秋さけ沿岸漁獲速報 (12月31日現在)

北海道連合海区漁業調整委員会調べ

部内限

系統群	地 区	本 年				前 年				備 考 (累計水揚)
		漁獲尾数 尾	対前年同期 (比率) %	対前年同期 (増減) 尾	漁獲金額 千円	対前年同期 (比率) %	対前年同期 (増減) 千円	漁獲尾数 尾	漁獲金額 千円	
オホーツク	西 部	893,759	73.5%	-321,726			1,215,485			
	中 部	1,044,461	43.9%	-1,337,119			2,381,580			
	東 部	1,681,531	23.9%	-5,354,269			7,035,800			
	小 計	3,619,751	34.0%	-7,013,114	16,595,166	49.1%	-17,171,755	10,632,865	33,766,921	
根室	北 部	478,790	18.9%	-2,059,789			2,538,579			
	南 部	81,002	23.1%	-269,080			350,082			
	小 計	559,792	19.4%	-2,328,869	2,734,659	31.7%	-5,890,095	2,888,661	8,624,754	
えりも	東 部	124,908	25.2%	-370,907			495,815			
	西 部	382,800	75.8%	-122,226			505,026			
	小 計	507,708	50.7%	-493,133	2,077,737	72.5%	-789,927	1,000,841	2,867,664	
えりも以西	日 高	238,009	253.3%	144,055			93,954			
	胆 振	76,472	125.5%	15,552			60,920			
	湾 火	56,942	147.3%	18,283			38,659			
	南 道	7,625	54.0%	-6,504			14,129			
小 計	379,048	182.5%	171,386	1,732,298	288.6%	1,132,107	207,662	600,191		
日本海	南 部	108,903	86.6%	-16,899			125,802			
	中 部	192,386	46.0%	-225,531			417,917			
	北 部	248,246	69.8%	-107,636			355,882			
	小 計	549,535	61.1%	-350,066	1,940,042	74.1%	-677,264	899,601	2,617,306	
総 計				25,079,902	51.7%	-23,396,934	15,629,630	48,476,836		

令和7年度 さけ捕獲採卵状況

令和7年12月31日現在

(公社)北海道さけ・ます増殖事業協会調べ

○ 捕獲・採卵

海区	親魚捕獲数(尾)				採卵数(千粒)			
	本年		前年 最終	本年		前年 最終		
	計画	実績		達成率	計画		実績	達成率
オホーツク	339,300	603,213	178%	288,600	310,620	108%	1,313,315	315,157
日本海	202,400	206,474	102%	213,400	184,705	87%	291,042	207,979
根室	219,400	78,738	36%	217,700	127,121	58%	194,301	207,055
えりも以东	211,700	134,173	63%	196,500	112,244	57%	90,214	120,348
えりも以西	146,300	220,515	151%	147,600	140,755	95%	134,781	128,416
全道計	1,119,100	1,243,113	111%	1,063,800	875,445	82%	2,023,653	978,955

令和 7 年（2025 年）前中期の秋サケ来遊数（暫定値）について

令和 7 年 12 月 9 日

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
さけます・内水面水産試験場 さけます資源部

令和 7 年前中期の年齢別秋サケ来遊数（表 1）

○令和 7 年（2025 年）前中期の秋サケ来遊数（沿岸での漁獲数と河川での捕獲数の合計）は 618 万尾で、予測値の 58%、前年同期の 39%となっています。来遊数のうち、河川捕獲数は 104 万尾で、予測値の 84%、前年同期の 68%でした。年齢別来遊数について、5 年魚は 202 万尾で予測値の 53%、前年同期の 54%でした。4 年魚は 376 万尾で、予測値の 68%、前年同期の 33%でした。3 年魚は 33 万尾であり、予測値の 30%、前年同期の 48%でした。

表 1 令和 7 年前中期の年齢別秋サケ来遊数（暫定値，単位は万尾）

表 1 令和 7 年 前中期来遊数暫定値（万尾）

地区		年齢						来遊数	うち河川 捕獲数
		2	3	4	5	6	7		
全道	実績値	0.0	32.8	376.3	202.5	6.5	0.0	618.0	103.6
	予測値		107.7	556.9	381.3	19.9		1,065.8	123.8
	対予測値%		30.4	67.6	53.1	32.6		58.0	83.7
	前年同期	0.1	68.4	1,146.0	376.5	14.7	0.0	1,605.7	153.1
	対前年値%	0.0	47.9	32.8	53.8	44.1		38.5	67.7
オホーツク		0.0	12.9	204.7	157.4	5.3	0.0	380.4	47.8
	東部	0.0	3.7	81.5	84.2	3.0	0.0	172.5	29.7
	中部	0.0	4.8	59.5	40.5	1.8	0.0	106.6	5.7
	西部	0.0	4.4	63.7	32.8	0.4	0.0	101.3	12.4
根室		0.0	2.1	30.6	17.8	0.9	0.0	51.4	5.7
	北部	0.0	1.7	22.7	15.2	0.8	0.0	40.4	2.3
	南部	0.0	0.4	7.8	2.6	0.1	0.0	11.0	3.4
えりも以東		0.0	6.9	41.4	12.2	0.2	0.0	60.8	11.9
	東部	0.0	0.7	10.7	2.7	0.1	0.0	14.3	2.2
	西部	0.0	6.1	30.7	9.5	0.1	0.0	46.5	9.8
えりも以西		0.0	3.5	44.1	3.9	0.0	0.0	51.5	18.2
	日高	0.0	2.0	26.0	3.2	0.0	0.0	31.2	9.8
	胆振	0.0	1.4	9.3	0.6	0.0	0.0	11.3	4.9
	噴火湾	0.0	0.1	7.6	0.1	0.0	0.0	7.8	2.8
	道南	0.0	0.1	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2	0.6
日本海		0.0	7.4	55.5	11.1	0.1	0.0	74.1	19.9
	北部	0.0	4.3	28.1	2.4	0.0	0.0	34.9	10.8
	中部	0.0	1.9	17.7	7.1	0.1	0.0	26.7	7.5
	南部	0.0	1.2	9.6	1.6	0.0	0.0	12.4	1.6

全道の年別・年級別来遊数

○本年の前中期の来遊数は昨年同期の数値を大きく下回り、記録的な不漁となりました（図1）。

○年級別来遊数（図2）については平成30年級および令和元年級で近年では比較的高い水準となりました。一方、今年来遊の主群となった令和3年級は極めて低い水準にまで減少しています。

○年級別年齢割合の推移（図3）については、平成20年級以降、5年魚の割合が低下する一方、3年魚の割合が増加する傾向（若齢化）が継続し、特に令和元年級で顕著でしたが、令和2年級では概ね平成30年級並みの水準となりました。

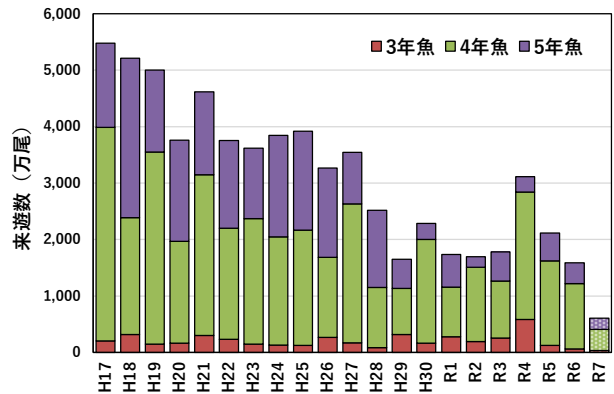


図1 全道の年別来遊数

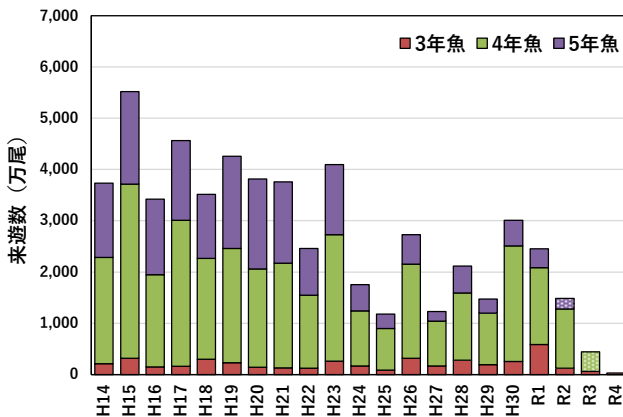


図2 全道の年級別来遊数

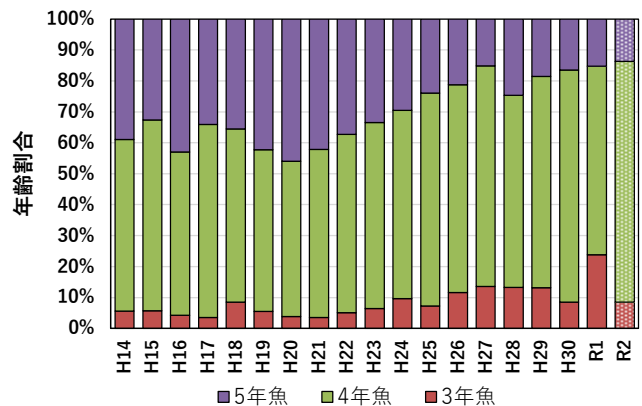


図3 全道の年級別年齢割合

魚体重

○令和2年以降の全道の旬別平均魚体重を図4に示します。近年、魚体重は小型で推移し、中でも令和4年は著しく小型となりました。

令和7年の魚体重についてみると、9月上旬では過去5か年平均並みでしたが、その後減少に向かい、10月下旬には過去最低水準並みとなりました。漁期全体を通じた平均値は令和4年に次ぐ低い水準となっており、依然小型化の傾向が継続しています（図4）。

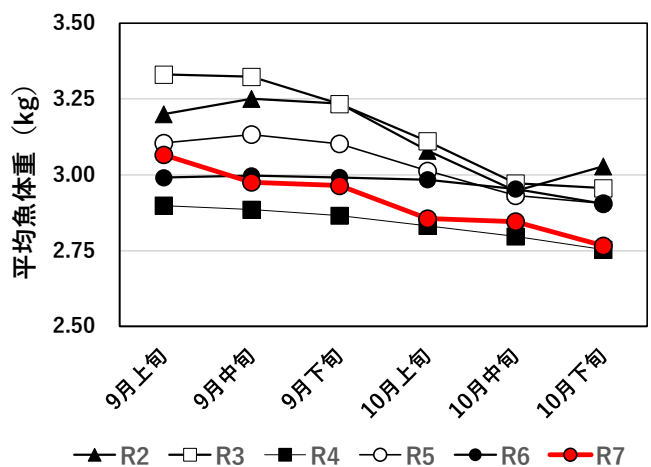


図4 旬別の平均魚体重

令和7年度さけ捕獲探採漁獲速報 (令和7年12月31日現在)

道県、地区 (海区)	河川捕獲数			採卵数			沿岸漁獲数			沿岸漁獲量			平均目廻り			沿岸来遊数			漁獲金額			平均単価			記事
	本年度 (尾)	前年度 (尾)	前年比 (%)	本年度 (千粒)	前年度 (千粒)	前年比 (%)	本年度 (尾)	前年度 (尾)	前年比 (%)	本年度 (kg)	前年度 (kg)	前年比 (%)	本年度 (kg)	前年度 (kg)	前年比 (%)	本年度 (尾)	前年度 (尾)	前年比 (%)	本年度 (千円)	前年度 (千円)	前年比 (%)	本年度 (円)	前年度 (円)	前年比 (%)	
北海道	1,243,113	2,023,323	61	884,716	979,387	90	5,615,289	15,628,577	36	16,323,358	46,236,292	35	2,91	2,96	39	6,858,402	17,651,900	39	25,078,667	48,474,654	52	1536	1048	147	
太平洋	433,426	419,296	103	344,688	357,369	97	1,446,253	4,098,587	35	4,089,401	11,487,634	36	2,83	2,80	42	1,879,679	4,515,883	42	6,543,991	12,091,283	54	1600	1053	152	
日本海	809,687	1,604,027	51	540,028	622,018	87	4,169,036	11,531,990	36	12,233,957	34,748,658	35	2,93	3,01	38	4,978,723	13,136,017	38	18,534,676	36,383,371	51	1515	1047	145	
(オホツカ)	603,213	1,312,985	46	373,510	408,610	91	3,619,501	10,632,989	34	10,718,099	32,278,172	33	2,96	3,04	35	4,222,714	11,945,374	35	16,594,634	33,786,065	49	1548	1046	148	
(日本海)	206,474	291,042	71	166,518	213,408	78	549,535	899,601	61	1,515,858	2,470,486	61	2,76	2,75	64	756,009	1,190,643	64	1,940,042	2,617,306	74	1280	1059	121	
(相室)	78,738	194,301	41	68,704	175,743	39	559,607	2,888,106	19	1,462,113	8,017,762	18	2,61	2,78	21	638,245	3,082,407	21	2,733,979	8,623,516	32	1870	1076	174	
(以東)	134,173	90,214	149	95,027	77,205	123	507,708	1,000,824	51	1,483,956	2,882,202	52	2,92	2,88	59	641,881	1,091,038	59	2,077,737	2,867,587	73	1400	995	141	
(以西)	220,515	134,781	164	180,957	104,421	173	379,038	207,657	183	1,143,332	587,670	195	3,02	2,83	175	599,553	342,438	175	1,732,275	600,180	289	1515	1021	148	
本州	42,040	113,583	37	34,884	90,647	39	26,814	90,375	30	74,232	257,343	29	2,77	2,85	34	68,854	203,958	34	149,189	308,946	48	2046	1216	168	
太平洋	12,448	30,058	41	10,247	28,979	35	16,204	50,718	32	42,763	138,850	31	2,64	2,74	36	28,652	80,776	36	87,073	191,793	45	2036	1381	147	
日本海	29,592	83,525	35	24,637	61,668	40	10,610	39,657	27	31,469	118,493	27	2,97	2,99	33	40,202	123,182	33	62,116	117,153	53	2059	1017	202	
青森	2,622	6,840	38	2,136	6,090	35	9,254	29,546	31	25,932	83,151	31	2,80	2,81	33	11,876	36,386	33	48,195	101,689	47	1859	1223	152	
(太平洋)	2,081	5,477	38	1,731	5,279	33	7,604	26,300	29	21,166	73,660	29	2,78	2,80	31	9,695	31,777	31	39,762	91,752	43	1879	1247	151	
(日本海)	541	1,363	40	405	811	50	1,650	3,246	51	4,766	9,591	50	2,89	2,95	48	2,191	4,609	48	8,433	9,937	85	1769	1036	171	
岩手	8,320	18,769	44	7,169	19,156	37	7,066	21,238	33	17,804	57,744	31	2,52	2,72	39	15,386	40,007	39	43,334	95,659	45	2434	1657	147	
宮城	1,970	5,381	37	1,290	4,395	29	1,534	3,180	48	3,793	7,546	50	2,47	2,37	41	3,504	8,561	41	3,977	4,382	91	1048	581	181	12/10現在
福島	71	405	18	57	128	45									71	405	18								12/10現在
茨城	6	26	23	0	21	0									6	26	23								12/10現在
秋田	5,365	14,947	36	6,523	16,851	39	3,030	11,674	26	9,028	34,671	26	2,98	2,97	32	8,395	26,621	32	19,174	33,070	58	2,124	954	223	
山形	9,593	38,492	25	11,345	30,411	37	3,336	13,550	25	9,794	38,936	25	2,94	2,87	25	12,929	52,042	25	22,071	36,352	61	2,254	934	241	
新潟	11,111	25,955	43	4,362	11,339	39	1,956	9,776	20	5,972	31,055	19	3,05	3,18	37	13,067	35,731	37	11,660	36,915	32	1,952	1,189	164	12/20現在
富山	2,551	2,495	102	1,526	1,988	77	436	1,114	39	1,303	3,349	39	3,00	3,00	83	2,987	3,609	83				0	0		
石川	431	273	158	476	268	177	202	297	68	606	891	68	3,00	3,00	111	633	570	111	778	879	89	1,284	986	130	
合計	1,285,153	2,136,906	60	919,600	1,070,034	86	5,642,103	15,718,952	36	16,397,590	46,493,635	35	2,91	2,96	39	6,927,256	17,855,858	39	25,227,856	48,783,600	52	1,539	1,049	147	
太平洋	445,874	449,354	99	354,935	386,348	92	1,462,457	4,147,305	35	4,132,164	11,626,484	36	2,83	2,80	42	1,908,331	4,596,659	42	6,631,064	12,283,076	54	1,605	1,057	152	
日本海	839,279	1,687,552	50	584,665	683,686	83	4,179,646	11,571,647	36	12,265,426	34,867,151	35	2,93	3,01	38	5,018,925	13,259,199	38	18,596,792	36,500,524	51	1,516	1,047	145	

注1 北海道、青森県の地区及び海区はhttps://salmon.fra.affrc.go.jp/zousyoku/salmon/salmon.htmlを参照

注2 採卵数には海産卵を含む。

注3 北海道の以東海区の漁獲には延縄の漁獲を含む。

注4 北海道の漁獲は8月以降の数値を含む。

注5 富山県及び石川県の漁獲は、さけ1尾あたりの重量を3kgとして漁獲量から算出。

漁管第 1815 号
令和 7 年(2025 年)11 月 26 日

北海道連合海区漁業調整委員会 会長 様
各海区漁業調整委員会会長 様

北海道水産林務部長

するめいかに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について

このことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があったことから、令和 7 年 2 月 20 日付け漁管第 2374 号で諮問した内容に従い、全量を北海道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産局漁業管理課
管理調整第三係
電話 011-204-5477
FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年3月27日公表
 令和7年6月3日一部変更
 令和7年8月19日一部変更
 令和7年8月21日一部変更
 令和7年10月3日一部変更
 令和7年11月7日一部変更
 令和7年11月11日一部変更
 令和7年11月26日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のするめいかに関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月26日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前													
<p>するめいかに関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第六(略)</p> <p>第七 するめいか</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>3,898</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>3,898</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道するめいかを採捕する漁業</td> <td><u>3,898</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>3,898</u> トン	北海道するめいかを採捕する漁業	<u>3,898</u> トン	<p>するめいかに関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第六(略)</p> <p>第七 するめいか</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>3,698</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>3,698</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道するめいかを採捕する漁業</td> <td><u>3,698</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>3,698</u> トン	北海道するめいかを採捕する漁業	<u>3,698</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	<u>3,898</u> トン														
北海道するめいかを採捕する漁業	<u>3,898</u> トン														
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	<u>3,698</u> トン														
北海道するめいかを採捕する漁業	<u>3,698</u> トン														

漁管第 1933 号
令和7年(2025年)12月16日

各海区漁業調整委員会会長 様

北海道水産林務部長

するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について

このことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があったことから、令和7年2月20日付け漁管第2374号で諮問した内容に従い、全量を北海道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産林務部水産局漁業管理課
管理調整第二係
電話 011-204-5479
FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年3月27日公表
 令和7年6月3日一部変更
 令和7年8月19日一部変更
 令和7年8月21日一部変更
 令和7年10月3日一部変更
 令和7年11月7日一部変更
 令和7年11月11日一部変更
 令和7年11月26日一部変更
 令和7年12月16日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のするめいかに関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月16日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
するめいかに関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第六(略) 第七 するめいか 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>4,947トン</u> 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。		するめいかに関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第六(略) 第七 するめいか 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>3,898トン</u> 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。	
知事管理区分	知事管理漁獲可能量	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	<u>4,947トン</u>	北海道漁獲可能量	<u>3,898トン</u>
北海道するめいかを採捕する漁業	<u>4,947トン</u>	北海道するめいかを採捕する漁業	<u>3,898トン</u>

漁管第 2027 号
令和 7 年(2025 年)12 月 26 日

各海区漁業調整委員会会長 様

北海道水産林務部長

するめいかに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について

このことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があったことから、令和 7 年 2 月 20 日付け漁管第 2374 号で諮問した内容に従い、別添のとおり令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産林務部水産局漁業管理課
管理調整第二係
電話 011-204-5479
FAX 011-232-1095



○ 令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年3月27日公表
 令和7年6月3日一部変更
 令和7年8月19日一部変更
 令和7年8月21日一部変更
 令和7年10月3日一部変更
 令和7年11月7日一部変更
 令和7年11月11日一部変更
 令和7年11月26日一部変更
 令和7年12月16日一部変更
 令和7年12月26日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のするめいかに関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>するめいかに関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第六(略)</p> <p>第七 するめいか</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>4,547</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p>		<p>するめいかに関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第六(略)</p> <p>第七 するめいか</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>4,947</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p>	
知事管理区分	知事管理漁獲可能量	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	<u>4,547</u> トン	北海道漁獲可能量	<u>4,947</u> トン
北海道するめいかを採捕する漁業	<u>4,547</u> トン	北海道するめいかを採捕する漁業	<u>4,947</u> トン

漁管第1831号
令和7年(2025年)12月3日

各海区漁業調整委員会会長 様

北海道水産林務部長

特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について

このことについて、くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量
を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課
管理調整第一係
電話：6-210-28-381



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量について

令和7年3月27日公表
 令和7年6月3日一部変更
 令和7年11月7日一部変更
 令和7年12月3日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月3日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>164.4</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>164.4</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>164.4</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>164.4</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>164.4</u> トン	<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>174.4</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>174.4</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>174.4</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>174.4</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>174.4</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>164.4</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>164.4</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>174.4</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>174.4</u> トン												
<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>564.6</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>564.6</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>564.6</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>564.6</u> トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>564.6</u> トン	<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>549.9</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>549.9</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>549.9</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>549.9</u> トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>549.9</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>564.6</u> トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>564.6</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>549.9</u> トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>549.9</u> トン												
第三～第七（略）	第三～第七（略）												

漁管第2103号
令和8年(2026年)1月14日

各海区漁業調整委員会会長 様

北海道水産林務部長

特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について

このことについて、くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量
を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課
管理調整第一係
内 線：6-210-28-381



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量について

令和7年3月27日公表
 令和7年6月3日一部変更
 令和7年11月7日一部変更
 令和7年12月3日一部変更
 令和8年1月14日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年1月14日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>167.7</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>167.7</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>167.7</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>167.7</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>167.7</u> トン	<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>164.4</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>164.4</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>164.4</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>164.4</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>164.4</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>167.7</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>167.7</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>164.4</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>164.4</u> トン												
<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 564.6トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;">564.6トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;">564.6トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	564.6トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	564.6トン	<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 564.6トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;">564.6トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;">564.6トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	564.6トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	564.6トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	564.6トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	564.6トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	564.6トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	564.6トン												
第三～第七（略）	第三～第七（略）												

漁管第 1827 号
令和 7 年(2025 年)12 月 3 日

各海区漁業調整委員会 会長 様

北海道水産林務部長

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理
漁獲可能量の変更について

このことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があった
ことから、令和 7 年 5 月 22 日付け漁管第 400 号で諮問した内容に従い、全量を北海
道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量
を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産局漁業管理課
管理調整第二係
電 話 011-204-5479
FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年6月30日公表
 令和7年11月13日一部変更
 令和7年12月3日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年6月30日公表の北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月3日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前													
<p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p>		<p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p>													
<p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>17,200</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p>		<p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>12,900</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>17,200</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業</td> <td><u>17,200</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>17,200</u> トン	北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>17,200</u> トン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>12,900</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業</td> <td><u>12,900</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>12,900</u> トン	北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>12,900</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	<u>17,200</u> トン														
北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>17,200</u> トン														
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	<u>12,900</u> トン														
北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>12,900</u> トン														
<p>第二～第六（略）</p>		<p>第二～第六（略）</p>													

漁管第 1999 号
令和 7 年(2025 年)12 月 24 日

各海区漁業調整委員会 会長 様

北海道水産林務部長

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理
漁獲可能量の変更について

このことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があった
ことから、令和 7 年 5 月 22 日付け漁管第 400 号で諮問した内容に従い、全量を北海
道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量
を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産局漁業管理課
管理調整第二係
電 話 011-204-5479
FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年6月30日公表
 令和7年11月13日一部変更
 令和7年12月3日一部変更
 令和7年12月24日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年6月30日公表の北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月24日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>18,400</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>18,400</u>トン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>18,400</u>トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二～第六（略）</p>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>18,400</u> トン	北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>18,400</u> トン	<p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>17,200</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>17,200</u>トン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>17,200</u>トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二～第六（略）</p>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>17,200</u> トン	北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>17,200</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>18,400</u> トン												
北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>18,400</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>17,200</u> トン												
北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	<u>17,200</u> トン												

漁管第 2001 号

令和 7 年(2025 年)12 月 24 日

各海区漁業調整委員会 会長 様

北海道水産林務部長

まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更について

このことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があった
ことから、令和 6 年 11 月 13 日付け漁管第 1769 号で諮問した内容に従い、全量を北
海道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量
を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産局漁業管理課

管理調整第二係

電 話 011-204-5479

FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和6年12月24日公表
令和7年12月24日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和6年12月24日公表のさんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月24日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前																	
<p>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第二（略）</p> <p>第三 まいわし太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>29,100</u> トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p>		<p>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第二（略）</p> <p>第三 まいわし太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>21,100</u> トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>29,100</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業</td> <td>15,000トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業</td> <td>現行水準</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>29,100</u> トン	北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン	北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>21,100</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業</td> <td>15,000トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業</td> <td>現行水準</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>21,100</u> トン	北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン	北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																		
北海道漁獲可能量	<u>29,100</u> トン																		
北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン																		
北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準																		
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																		
北海道漁獲可能量	<u>21,100</u> トン																		
北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン																		
北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準																		